

証券コード 3545
2018年12月3日

株 主 各 位

東京都大田区平和島三丁目3番8号
株式会社デファクトスタンダード
代表取締役社長 尾 嶋 崇 遠

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年12月17日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2018年12月18日(火曜日)午前10時(開場:午前9時30分) |
| 2. 場 | 所 | 東京都大田区平和島三丁目3番8号
山九平和島ロジスティクスセンター 7階
(道順等の詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第15期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 議案 | | 剰余金の処分の件 |

以 上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

〇資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

〇本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイト（<http://www.defactostandard.co.jp/>）に掲載いたしました。

〇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.defactostandard.co.jp/>）に掲載させていただきます。

〇株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.defactostandard.co.jp/>）に掲載させていただきます。

〇第15期定時株主総会招集ご通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

(提供書面)

事業報告

(2017年10月 1 日から)
(2018年 9 月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、景気は穏やかな回復基調にあるものの、米国政権の経済政策に起因する諸問題等で世界経済の先行きが不透明なこともあり、個人の消費については、依然として楽観視できない状況が続いております。

一方、リユース業界においては、個人間取引でリユース品の売買を行う「フリマアプリ」の浸透などを背景に、市場全体としては広がりが見られますが、一方でリユースサービスの利便性が向上し、選択肢が広がる中で、ユーザーによるサービスの選別が厳しくなっていくことが見込まれます。

このような環境の下、当社は「実店舗で運営する」という従来のリユース業の既成概念にとらわれず、「ネット専業」で事業運営することで運営コストを削減し、市場規模が拡大傾向にあるリユース業界において、リユース・ブランド及びファッション商品等(バッグ、洋服、時計、アクセサリ、財布、その他)に特化した買取・販売を、「ネット専業リユース事業」及び「その他事業」として展開してまいりました。

買取面では、買取サイト「ブランディア」について引き続きテレビCMの実施により認知度の向上を図るとともに、2018年4月には「ブランディア」買取サービスの公式スマホアプリをリリースいたしました。また、ユーザーの売却希望商品をお詰め頂くダンボール(宅配キット)の「小サイズ」をポスト投函可能にする等、サービス改善を進めてまいりました。さらに2018年8月には、当社買取サービスの強みである「まとめ売り」とその「換金スピード」をご体験頂くため、品物が到着したその日に査定を完了する「当日査定チャレンジキャンペーン」を行いました。

買取商品としては、引き続きセカンドブランド（リユース品としての平均販売価格が1千円以上1万円未満となる商品）が中心であります。その中でも比較的高単価の商品（“セカンドハイ”商品）の買い取り強化をプロモーションした結果、買取単価が上昇いたしました。

これにより、当事業年度における買取申し込み件数は440,660件（前期比11.0%減）となったものの、買取金額は6,423,559千円（同25.5%増）となりました。

販売面では、当事業年度は、買い取った比較的高単価の“セカンドハイ”商品が販売に回ったことにより、売上総利益率は49.0%（前期比2.4ポイント減）となりました。販路別では、今期の戦略的テーマと掲げ強化している自社販路「ブランディアオークション」の売上構成比が、前事業年度における20.9%から当事業年度は31.8%へ大きく向上いたしました。また、2018年6月には、オークション形式ではなく定額で購入可能な公式ECアプリ「ブランディア マーケット」をリリースし、よりユーザーが商品を購入しやすい環境を整えてまいりました。一方、海外販路である「eBay」の売上構成比も、前事業年度における2.9%から当事業年度は7.8%へ向上いたしました。

費用面では、買い取った後の商品の画像撮影・データ入力業務を在宅ワーク化（クラウドワーク化）することにより雑給額が当事業年度は893,031千円（前期比9.5%減）となった一方で、買取サービスにかかるテレビCM投下等により、広告宣伝費が1,640,176千円（同13.3%増）、物流単価の上昇等により物流費用が805,662千円（同13.8%増）となりました。

その他の取り組みとして、従業員に対する福利厚生の一環で2018年4月に企業内保育所を開園し、運営費用は販売費及び一般管理費に計上するとともに、これに関する補助金収入を営業外収益に計上いたしました。また、2018年9月には、当社株式が東京証券取引所マザーズ市場から市場第一部へ市場変更されたことに伴い、当該市場変更に関する費用を営業外費用に計上するとともに、2018年9月期の期末配当金について、1株当たり5円の記念配当を実施することといたしました。

以上の結果、売上高は11,568,709千円（前期比10.0%増）、営業利益は423,990千円（同3.4%減）、経常利益は429,778千円（同2.7%減）、当期純利益は294,577千円（同3.2%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

a) ネット専業リユース事業

ネット専業リユース事業については、広告宣伝の増加に基づき買取商品が増加した結果、販売が増加し、外部顧客に対する売上高は10,907,598千円（前期比15.2%増）、セグメント利益（売上総利益）は5,532,048千円（同7.0%増）となりました。

b) その他事業

その他事業については、法人向けの卸販売よりも個人向けのインターネット販売（ネット専業リユース事業での販売）を優先したこと等により減少し、外部顧客に対する売上高は661,110千円（前期比37.0%減）、セグメント利益（売上総利益）は138,187千円（同41.9%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第14期 (2017年9月期) (前事業年度)		第15期 (2018年9月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ネット専業リユース事業	9,465,330千円	90.0%	10,907,598千円	94.3%	1,442,268千円	15.2%
その他事業	1,048,950	10.0	661,110	5.7	△387,839	△37.0
合計	10,514,280	100.0	11,568,709	100.0	1,054,428	10.0

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は160,244千円となりました。主要な設備投資の内容は、本社事務所兼倉庫で使用する倉庫棚の新設66,510千円等であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2015年9月期)	第 13 期 (2016年9月期)	第 14 期 (2017年9月期)	第 15 期 (当事業年度) (2018年9月期)
売 上 高 (千円)	8,622,650	9,627,522	10,514,280	11,568,709
経 常 利 益 (千円)	201,008	315,862	441,813	429,778
当 期 純 利 益 (千円)	143,301	207,338	304,427	294,577
1株当たり当期純利益 (円)	22.76	30.99	33.50	32.54
総 資 産 (千円)	1,567,982	3,814,190	4,058,978	4,348,405
純 資 産 (千円)	1,012,851	3,117,176	3,314,254	3,619,822
1株当たり純資産額 (円)	155.83	345.31	368.99	396.61

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2015年4月27日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、2016年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、2018年3月16日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
B E E N O S (株)	2,775百万円	57.16%	役員の兼任2名

- (注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。
2. 親会社との間で重要な取引関係はなく、取引を始める場合には事業上の必要性や取引条件の合理的妥当性を判断し、取引が客観的に妥当な条件で行われることに留意することとしております。また、親会社との間で事業上の競合は発生しておりません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「私たちは既成概念にとらわれず、新たな価値を見出し、デファクトスタンダードを作り出します。」を企業理念とし、その実現に努めております。具体的には以下の項目に対処すべき主要課題と捉えております。

①販売戦略について

a) 自社販路の販売力の強化について

当社が行うリユース品の販売において、これまでは、ヤフー(株)が提供するインターネットオークション「ヤフオク!」を主力として、当社が運営する「ブランディアオークション」、楽天市場、eBay等のオークション・ECサイト等の多数のチャネルに同時出品してまいりました。

一方、当社運営の販売サイト「ブランディアオークション」については、近年、当社売上高に占める構成比が高まっており、2017年9月期においては売上高全体の20.9%を、2018年9月期においては31.8%を占めております。また、2018年6月には、オークション形式ではなく定額で購入が可能なスマホアプリとしての「ブランディア マーケット」もオープンいたしました。

近年、多様なリユースサービスが一般消費者に浸透し、選択肢が広がる中で、ユーザーによるサービスの選別が厳しくなっていくことが見込まれます。そのため、今後はこれら自社販路の販売力を強化し、多様な販売手法（下取りサービス、クーポン配布、ポイント還元、スマホアプリによるプッシュ通知等）を通じてお客様に商品をお届けすることが、より重要になってくると考えております。

なお、海外販路については、一部商品において国内及び現地の流通価格を考慮して、eBayを通じての販売を行っており、今後も取組みを継続していく方針であります。

b) 販促効果を踏まえた販売促進費投下について

当社はこれまで、商品の買取にフォーカスし、宅配買取サイト「ブランディア」への継続的な広告宣伝費の投下を行ってまいりました。今後は、自社販路の販売力の強化がより重要になってくると考えておりますので、「ブランド買うのもブランディア」をキャッチフレーズに、ブランド品をインターネット上で安心してご購入頂ける売り場としての自社販路の販売促進活動を行ってまいります。

これら販促活動は、買取における広告効果の分析結果等を転用し、効果的な販促費投下を継続的に行うことにより、自社販路の認知度向上、ユーザー基盤の拡充に努めてまいります。

c) 新古品の取扱いについて

近年、リユース品に対する消費者のイメージ向上等を背景に、国内主要ECサイト等において、新品とリユース品を併売する傾向が強まっております。また、製品メーカーにおいても自社製品のリユース品流通を容認する動きを見せ始めており、当社もこうした動きに対応する必要があると考えております。

こうした動きを踏まえ、当社においてもアパレルブランドの新古品の取扱いを実験的に開始しております。当社は、今後において、当該取組みを含む市場動向及び消費者ニーズを踏まえた取扱商品の選定及び販売を推進していく方針であります。

②商品買取の強化について

a) 新規ユーザーの開拓

近年、リユース市場は拡大傾向にあるものと考えられますが、2017年3月に公表された「2016年度 使用済製品等のリユース促進事業報告書」（環境省）によると、過去1年間の不用品の売却・引渡しの未経験者の割合は約6割である一方で、リユースの取組意向は約9割と高いことから、リユースに関する潜在的需要は相応の規模であるものと考えられます。

当社事業においては、これらの潜在的需要を開拓していくことが事業成長において重要であると考えております。

特に、新規ユーザーの獲得においては、当社サービスがインターネット専業であり非対面での取引に終始する形態であるため、ユーザーが査定品を当社に預けることに不安を感じるという側面があります。

当社は、業務フローを整備して商品管理を徹底し、またプロモーション活動において安心・信頼感を醸成していくことで、新規ユーザーの開拓を推進しており、今後も一層の強化を実施していく方針であります。

併せて、過去、自社販路で商品販売を行った、買取サービス未経験の顧客に対し「下取り」サービス等を訴求することで、循環型のブランドエコノミーの確立も進めてまいります。

b) 既存ユーザーの活性化

当社の業容拡大においては、新規ユーザーの開拓と並行して既存ユーザーを活性化することが重要と考えております。既存ユーザーに対してはリピータビリティと買取単価の引き上げを狙うため、メールマガジンやダイレクトメールを中心とした定期的なコンタクトを図っております。その結果、延べ約264万人・約124万ユニークユーザー（2018年9月30日時点）の既存ユーザー中、2度以上当社サービスを利用されるユーザーは約38万人にまで拡大しております。さらに、利用実績に応じたユーザーランク別のアプローチにより、延べユーザー数に対する当社基準による優良顧客（当社との取引において、累計100,000円以上の買取金額が発生しているユーザー）の買取金額割合は、2011年9月期の18.9%から2018年9月期には45.0%まで高まっており、今後も継続的に引き上げを図ってまいります。

c) “セカンドハイ”商品に対する戦略的買取値付け

上記 ①販売戦略について a) 自社販路の販売力の強化について に記載のとおり、自社販路の販売力を強化していく上では、幅広い品揃えが重要と認識しております。従来当社が収益源としていた“低単価アパレル”商品（商品ジャンルが洋服であって、リユース品としての平均販売価格が数千円の商品）に加え、今後は“セカンドハイ”商品（リユース品としての平均販売価格が1万円近辺の商品）の買取強化が必要と考えております。

そのため、これら“セカンドハイ”商品に対しては、従来よりも高い買取価格を提示する「戦略的買取値付け」を行い、幅広いユーザーから商品を集められるよう努めてまいります。

③事業成長に向けた買取・販売体制の強化

当社では、より多くのユーザーの買取・購入ニーズに迅速に対応するための人材確保が課題と考えております。そのため、各業務に即した自社システムの開発及び活用による業務オペレーションの仕組化・効率化の推進、人材の早期育成のための査定・出品業務等の各種業務に応じた研修カリキュラム策定等により、確保した人材の早期戦力化を図っております。さらに、梱包、配送の業務負担を軽減するため、在宅、社外で業務を行う人材への梱包業務等の在宅ワーク化（アウトソース化）を進めております。

今後も、パート・アルバイトを含めた多様な人材の確保及び繁忙期及び業務集中時期におけるアウトソースの活用等を推進することで、より効率的に事業を拡大できるよう体制構築に努めてまいります。

④新たな事業への取組みについて

当社は、自社において蓄積するブランド・ファッション分野のリユース品にかかる買取・販売データや査定・真贋鑑定ノウハウ、自社物流拠点を保有していることによる物流ノウハウ、在宅ワーカー管理ノウハウ、「ブランディア」のブランドイメージ及びサイト集客ノウハウ等は有用な資産であり、今後の業容拡大にあたってはこれらの資産を有効活用することが必要と考えております。今後において、当該資産を活用した事業展開について継続して検討していく方針であります。

(5) 主要な事業内容 (2018年9月30日現在)

事業区分	事業内容
ネット専業 リユース事業	ブランド、ファッション中古品を主としたインターネット型中古品買取・販売事業（ネットを通じた宅配買取：「ブランドディア」運営、販売店舗を有さないネット販売を行う）
その他事業	ネット専業リユース事業で買い取った商品の外部業者に対する卸販売事業等

(6) 主要な営業所及び工場 (2018年9月30日現在)

本社兼倉庫	東京都大田区
-------	--------

(7) 使用人の状況 (2018年9月30日現在)

事業区分	平均年齢(歳)	平均勤続 年数(年)	使用人数(人)	前事業年度末比増減
共通	33.8	4.8	66(760)	11名増(111名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間（2017年10月1日から2018年9月30日まで）の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人は各事業共通のため、事業別の記載はしていません。
3. 2018年9月期中では使用人数が11名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴いシステム開発者を期中採用したことによるものです。一方で、臨時雇用者数の平均人員は111名減少しております。主な理由は、リユース品の販売の際に必要な商品撮影等の業務を、臨時雇用者による作業から在宅ワーカーへの業務委託へシフトさせていることによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2018年9月6日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

2. 株式の状況（2018年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,980,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,140,000株
- (3) 株主数 1,821名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
B E E N O S (株)	5,215,000株	57.15%
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株) (信 託 口)	761,600	8.35
尾 嶋 崇 遠	660,000	7.23
伊 藤 忠 商 事 (株)	450,000	4.93
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信 託 口)	347,700	3.81
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L (常任代理人 ゴールドマン・サッ ク ス 証 券 (株))	160,800	1.76
楽 天 証 券 (株)	90,200	0.99
資産管理サービス信託銀行(株) (証 券 投 資 信 託 口)	90,000	0.99
(株) S B I 証 券	88,100	0.97
石 田 和 也	70,000	0.77

- (注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式15,016株がありますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2018年2月22日開催の取締役会決議により、2018年3月16日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、12,990,000株増加しております。
3. 2018年3月16日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は4,570,000株増加しております。

(5) 当社の政策保有株式に関する方針

当社は、政策保有株式を有しておりません。また今後も保有しない方針であります。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況（2018年9月30日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2018年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	尾 嶋 崇 遠	－
取 締 役	植 松 勇 人	マーケティング部長 クリエイティブ部長
取 締 役	丸 尾 隆	管理部長
取 締 役	中 村 浩 二	BEENOS(株)代表取締役副社長 兼グループCFO tenso(株)取締役 モノセンス(株)取締役 BEENOS Asia Pte.Ltd. Director (株)ショップエアライン取締役 (株)BEENOS Partners代表取締役 社長 台湾転送股份有限公司董事 BeeCruise(株)取締役 JOYLAB(株)代表取締役社長
取 締 役	和 出 憲 一 郎	ワイデアンドパートナーズ(株)代 表取締役
取 締 役	佐 藤 桂	佐藤桂事務所代表 (株)ベクター社外取締役 (株)ケイブ社外監査役 (株)S B I証券社外監査役
常 勤 監 査 役	岡 本 吉 光	丸善工業(株)非常勤顧問 (株)クラレ監査役
監 査 役	上 保 康 和	BEENOS(株)取締役（監査等委 員） (株)ショップエアライン監査役 tenso(株)監査役 モノセンス(株)監査役 BeeCruise(株)監査役 JOYLAB(株)監査役
監 査 役	星 野 隆 宏	(株)バイオ・フロンティア・パー トナーズ監査役 (株)エンバイオ・ホールディング ス監査役 K&L Gates 外国法共同事業法 律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役和出憲一郎氏及び佐藤桂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役中村浩二氏は、非業務執行取締役であります。
3. 監査役岡本吉光氏及び星野隆宏氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役岡本吉光氏及び監査役上保康和氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役岡本吉光氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。

- ・監査役上保康和氏は、長年にわたり事業会社に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
- 5. 監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
- 6. 当社は、取締役和出憲一郎氏、取締役佐藤桂氏、監査役岡本吉光氏、監査役星野隆宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款規定に基づき当社が取締役中村浩二氏、取締役和出憲一郎氏、取締役佐藤桂氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役及び監査役の責任限定契約

取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (うち社外取締役)	6名 (2)	57,400千円 (6,600)
監 (うち社外監査役)	3 (2)	13,200 (9,600)
合 (うち社外役員計)	9 (4)	70,600 (16,200)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月30日開催の第2期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年6月8日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

- ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役和出憲一郎氏は、ワイデアンドパートナーズ(株)代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役佐藤桂氏は、佐藤桂事務所代表、(株)ベクター社外取締役、(株)ケイブ社外監査役、(株)S B I証券社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役岡本吉光氏は、丸善工業(株)非常勤顧問及び(株)クラレ監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役星野隆宏氏は、(株)バイオ・フロンティア・パートナーズ監査役、(株)エンバイオ・ホールディングス監査役、K&L Gates 外国法共同事業法律事務所パートナーであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 和 出 憲一郎	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、定期的に監査役会と独立社外取締役間で会合を行うほか、適宜、代表取締役との意見交換も行っております。
取締役 佐 藤 桂	2017年12月19日の就任以降に開催された取締役会の全回に出席し、主に当社の財務会計面について、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、定期的に監査役会と独立社外取締役間で会合を行うほか、適宜、代表取締役との意見交換も行っております。
監査役 岡 本 吉 光	当事業年度に開催された取締役会、監査役会の全回に出席し、監査役としての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、取締役会のほか、経営会議及びコンプライアンス委員会に出席し、取締役の意思決定や職務執行の適法性・相当性について監査し必要に応じて意見を述べるとともに、代表取締役、各所管部門長、内部監査部門長並びに会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備・運用状況などについて意見交換を行っております。
監査役 星 野 隆 宏	当事業年度に開催された取締役会、監査役会の全回に出席し、主に法律面で弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 従来から監査証明を受けている優成監査法人は2018年7月2日をもって太陽有限責任監査法人と合併し、太陽有限責任監査法人と名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、継続的な成長、企業価値の増大を図るため、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものいたします。

(ii) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた対応を管理部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

(iii) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書取扱規程に定められた期間保存・管理をするものいたします。

なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(iv) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署といたします。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものいたします。

なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものいたします。

(v) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、日次、週次で進捗管理を行うものいたします。

定時取締役会については、月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものいたします。

(vi) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社経営企画室は、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(vii) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当部署である経営企画室の従業員が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしております。

(viii) 監査役を補助すべき使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた経営企画室の従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものといたします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものといたします。

(ix) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものといたします。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を報告するものといたします。なお、取締役及び従業員は、重大な法令違反等及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとし、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものといたします。

(x) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項目は、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を指すものであり、当社社内規程「企業倫理規程」の内部通報制度においても明記しています。

(xi) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行に関し会社に費用の前払い等の請求をしたときは、会社は当該請求に係る費用ないし債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことはできません。

(xii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものとしています。また、監査役は、内部監査部門と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、法律顧問と意見交換等を実施できるものとしています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業の存立と継続のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと「コンプライアンス規程」を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人が法令・定款の遵守はもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識と責任をもって行動するべく社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

具体的には、経営会議において、半期に一度コンプライアンス委員会を開催し、役職員に対するコンプライアンス意識の普及、啓発を図っております。委員会の事務局は、内部統制部門（経営企画室）が担当し、事務局長を内部統制部門責任者（経営企画室担当役員）として定めております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「コンプライアンス規程」内に内部通報制度を整備しております。

内部監査におきましても、法令遵守状況を監査項目に定め、各部署で法令違反が行われていないことを定期的にチェックし、社長に報告する体制を整えております。

②リスク管理体制の整備状況

当社は、様々なリスクに対して、リスク発生の未然防止策や事前に適切な対応策を準備することにより、損失の発生を最小限にするべく、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。具体的には、内部監査部署である経営企画室が内部監査においてリスク管理体制全般の有効性をチェックする体制を整えております。業務執行の意思決定の記録となる稟議制度においては電子稟議システムを導入し、必要に応じて監査役及び管理部門がその内容を常時閲覧、チェックできる体制を構築しております。

また、経営危機の際には代表取締役社長を本部長、管理部担当役員を事務局長とするリスク対策本部を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討することとしております。更に、地震、火災等の災害に対処するため、「緊急事態対応マニュアル」を制定し、不測の事態に備えております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③情報セキュリティ、個人情報保護等の体制整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、「情報セキュリティ管理規程」を定め、代表取締役社長を情報セキュリティ管理責任者として情報資源の保護に取り組んでおります。

また、個人情報保護については「個人情報保護基本規程」を定め、組織における責任と役割を明確にして、セキュリティ強化のための体制を構築しております。また、2011年9月26日にはJIS Q 15001に基づく個人情報保護マネジメントシステムを整備し、プライバシーマークの認定を取得しました。その後も継続的にマネジメントシステムを改善し、認証を維持しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,933,550	流 動 負 債	596,162
現金及び預金	1,964,254	買掛金	53,875
売掛金	276,880	未払金	305,589
商品	1,534,340	未払費用	103,301
貯蔵品	4,308	未払法人税等	61,512
前払費用	35,094	前受金	12,927
繰延税金資産	23,345	預り金	58,955
その他	95,325	固 定 負 債	132,421
固 定 資 産	414,854	資産除去債務	132,421
有 形 固 定 資 産	328,840	負 債 合 計	728,583
建物	361,444	(純資産の部)	
減価償却累計額	△72,556	株 主 資 本	3,619,080
建物（純額）	288,887	資 本 金	1,209,422
工具、器具及び備品	52,198	資 本 剰 余 金	1,119,672
減価償却累計額	△23,559	資本準備金	1,119,672
工具、器具及び備品（純額）	28,639	利 益 剰 余 金	1,300,882
建設仮勘定	11,313	その他利益剰余金	1,300,882
無 形 固 定 資 産	16,383	固定資産圧縮積立金	15,954
ソフトウェア	15,488	繰越利益剰余金	1,284,927
ソフトウェア仮勘定	895	自 己 株 式	△10,896
投資その他の資産	69,631	新 株 予 約 権	741
敷金	64,433	純 資 産 合 計	3,619,822
繰延税金資産	4,320	負 債 純 資 産 合 計	4,348,405
その他	876		
資 産 合 計	4,348,405		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2017年10月 1 日から)
(2018年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		11,568,709
売 上 原 価		5,898,473
売 上 総 利 益		5,670,235
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,246,245
営 業 利 益		423,990
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
助 成 金 収 入	26,445	
そ の 他	4,436	30,904
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,755	
上 場 関 連 費 用	23,359	
支 払 手 数 料	1	25,116
経 常 利 益		429,778
税 引 前 当 期 純 利 益		429,778
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	121,871	
法 人 税 等 調 整 額	13,329	135,201
当 期 純 利 益		294,577

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年10月 1 日から)
(2018年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ 利 益 剰 余 金 合計	他 金 剰 余 金 合計	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,209,422	1,119,672	5,776	1,125,449	－	1,094,730	1,094,730	△116,088	3,313,513
当期変動額									
当期純利益						294,577	294,577		294,577
自己株式の取得								△96	△96
自己株式の処分			△5,776	△5,776		△88,425	△88,425	105,288	11,086
固定資産圧縮 積立金の積立					15,954	△15,954	－		－
当期変動額合計	－	－	△5,776	△5,776	15,954	190,197	206,152	105,192	305,567
当期末残高	1,209,422	1,119,672	－	1,119,672	15,954	1,284,927	1,300,882	△10,896	3,619,080

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	741	3,314,254
当期変動額		
当期純利益		294,577
自己株式の取得		△96
自己株式の処分		11,086
固定資産圧縮積 立金の積立		－
当期変動額合計	－	305,567
当期末残高	741	3,619,822

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年11月8日

株式会社 デファクトスタンダード

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デファクトスタンダードの2017年10月1日から2018年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月21日

株式会社デファクトスタンダード 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	岡本	吉光 ⑩
監査役	上保	康和 ⑩
社外監査役	星野	隆宏 ⑩

以上

株主総会参考書類

議 案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、2018年9月6日に、東京証券取引所マザーズ市場から同市場第一部に指定されたことに伴い、株主の皆様へ感謝の意を表すため、記念配当を実施させていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき5円（うち東証一部指定記念配当5円）

配当総額 45,624,920円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年12月19日

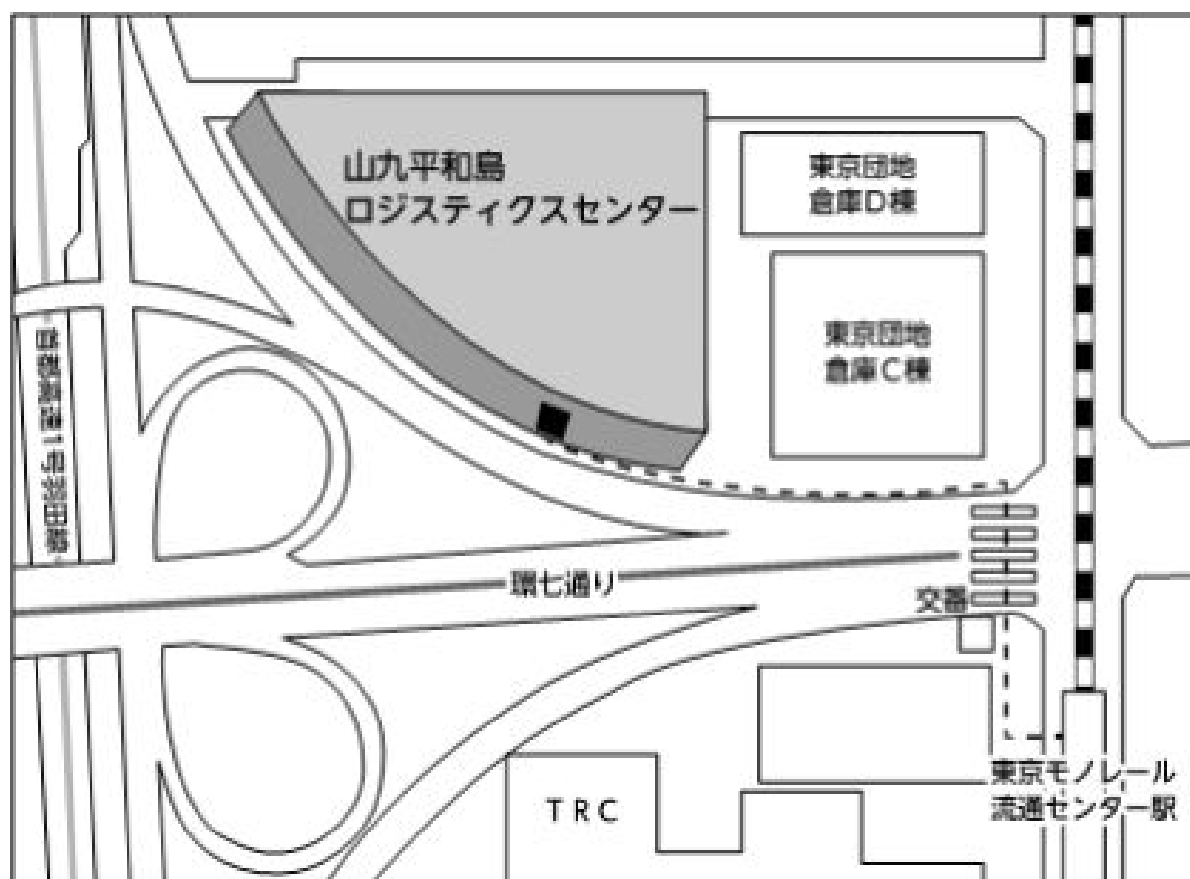
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都大田区平和島三丁目3番8号
山九平和島ロジスティクスセンター 7階
TEL 03-4405-8177



交通 東京モノレール 流通センター駅より 徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。